

議案第 5 9 号

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 5 年さいた
ま市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員配置の基準） 第 9 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の 全部を委託する施設にあつては、第 3 号の職員を 置かないことができる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 1 以 上 (4)～(6) 〔略〕 2 〔略〕	（職員配置の基準） 第 9 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の 全部を委託する施設にあつては、第 3 号の職員を 置かないことができる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 栄養士又は調理員 1 以上 (4)～(6) 〔略〕 2 〔略〕

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。